

吉向焼の交野市無形文化財指定についての意見書（副会長）

先日送付して頂いた資料に目を通しました。「無形文化財 吉向焼」の指定に異存ありません。市の無形文化財として指定に値すると思います。その上で、以下2点記します。

(1) 今回は、「交野市指定文化財の指定等基準」の「2 交野市指定無形文化財」の「(2) 工芸技術」のウに該当するという判断のようですが、「地域的特色が顕著」という点がややわかりにくいという印象をもちました。地域特色とは、具体的に何を指すのでしょうか。

(2) これは、私の理解が十分でないことによる質問だと思いますが、今回は、「(2) 工芸技術」を指定するもので、「(3) 無形文化財の保持者又は保存団体」の〔工芸技術〕の(ア)を指定するのではないということでしょうか。つまり、対象はあくまでも吉向焼という工芸技術で、付随的にその技術を保持している人は吉向孝造氏であるという理解でしょうか。

吉向焼の交野市無形文化財指定についての意見書（委員）

吉向焼は、砥部焼が身近な環境に育ち楽焼を学び現在の大阪市内で開窯した初代以来の伝統を受け継ぐのみならず、現代では環境への影響等から使用が難しい材料に替わる素材を見いだし、新しい造形も採り入れつつ窯を市域で維持されている。交野市の歴史・文化において占める位置は大きく重要であり、交野市無形文化財に指定すべきと考えられる。以上。